

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	経専北海道保育専門学校
設置者名	学校法人経専学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
教育・社会福祉専門課程	こども未来学科	夜・通信	240 時間	240 時間	
	こども学科	夜・通信	165 時間	160 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.keisen-hoiku.com/files/jitsumu.subject_list/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	経専北海道保育専門学校
設置者名	学校法人経専学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.keisen-hoiku.com/files/riji/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	前札幌銀行副頭取	2023.4.26	財務関係の分析及び助言
非常勤	税理士	2024.1.31	財務関係の分析及び助言
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	経専北海道保育専門学校
設置者名	学校法人経専学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

授業計画については、業界関係者からなる教育課程編成委員会において、前年度授業計画及び授業実績を基に次年度授業計画編成にあたっての意見交換及び編成方針を策定し、その編成方針に沿て学内の教務会議で具体的な授業計画を策定している。

シラバスについては、授業計画編成方針及び具体的な授業計画を教科目担当者に説明を行った上で、教科目担当者に授業計画案を策定してもらい、内容確認の上シラバスとして作成している。

また、作成したシラバスは年度初めのオリエンテーションにおいて学生に配布し、教育課程編成趣旨の説明も合わせ概要の説明を行っている。各教科目のシラバスについては、年度最初の授業冒頭において、担当教員から授業の流れ、到達目標、使用教材及び評価方法など具体的な説明を行っている。

授業計画書の公表方法 https://www.keisen-hoiku.com/files/kodomo_syllabus/
https://www.keisen-hoiku.com/files/kodomomirai_syllabus/

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

●成績評価については学則第9条に定めている

学則第9条

授業科目の成績評価は、学年末において、各学期に行う試験により行い、実習にあっては実習の成績により行う。ただし、その科目的出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

2. 前項の試験は筆記試験・実技試験・レポート・作品等によるものとし、その評価は優・良・可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。またその評価には出席率等の平素の履修状況も含め評価するものとする。

3. 前1項の実習の評価は、実習の成績により優・良・可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。

●成績評価の細則については試験規定に定めている

(抜粋) 試験規定第21条

第21条 各科目的評価は、試験成績をもって行なうが、その評価には出席状況ならびに受講態度等の平素の履修状況を含め評価するものとする。ただし、科目評価の90%以上は試験結果素点によるものとし、平素の履修状況による評価の算入は最大10%以内とする。

(抜粋) 試験規定第22条

第22条 試験の成績は、次のような評点により行なう。

(1) 成績の評点は、100点満点で行い、60点以上を合格とし、59点以下を不合格とする。

(2) 単位を修得した授業科目については、つぎの基準で優・良・可の評語もって記入する。

(3) 追試験の結果の評点は、90点を最高とする。

評価		合 格			不 合 格
評価	評点	100~80	79~70	69~60	59点以下
	評語	優	良	可	不 可

(4) 再試験の結果の評点は、69点を最高とする。但し、授業担当講師と評価者が異なる科目に於いてはこの限りではない。

(5) 取得した合格科目的成績は、これを取り消して再度受験することはできない。

(6) 上記に定めのない事項については、適宜授業担当講師と協議の上適正に評価を行う。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

優、良、可、不可の評価を4段階の数値で点数化します。(優=3点、良=2点、可=1点、不可=0点)

点数の合計を受講科目数で割り、1科目当たりの平均値を算出します。

学科、コースにより受講科目数や授業時間数、実践授業の割合等が異なる環境で、習熟度合を測定する指標とします。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

<https://www.keisen-hoiku.com/sihyou/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

■ディプロマ・ポリシー（卒業認定・専門士称号に関する方針）

本校の定めるカリキュラムを履修し、教育目標に掲げる「専門職業力（専門職としての基礎力）」「社会人基礎力（社会人としての基礎力）」「高い職業意識と意欲（プロ意識と成長・自己実現に向けた意欲・力）」の現場力3要素を修得し、「現場力のある人材=就職後に伸びる人材」として認められる学生に対し卒業を認定し専門士を授与します。

ホームページにて公表

●具体的な卒業認定、資格の認定については学則第21条に定めている

学則第21条

校長は、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき教科目について試験を行い、合格者に対して当該教科の修了を認定する。但し、実習については、実習の成績によって修了を認定する事ができる。

2. 本校所定の修業年限以上在学し、こども学科にあっては別表第1(1)(2)で示す94単位以上、こども未来学科にあっては別表第1(3)(4)(5)で示す101単位以上の単位を修得し、課程を修了した者には卒業証書（別記第1号様式）を授与する。

3. こども学科にあって、前項の要件を満たし且つ別表第2(1)(2)で示す保育士資格取得の要件をみたしている者には、指定保育士養成施設卒業証明書（別記第2号様式）を授与する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

https://www.keisen-hoiku.com/kyoiku_policy.pdf

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	経専北海道保育専門学校
設置者名	学校法人経専学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.keisen-g.com
収支計算書又は損益計算書	https://www.keisen-g.com
財産目録	https://www.keisen-g.com
事業報告書	https://www.keisen-g.com
監事による監査報告（書）	https://www.keisen-g.com

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程	こども未来学科	○				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2,400 単位時間／単位	955 単位時間／単位	2010 単位時間／単位	525 単位時間／単位	0 単位時間／単位	30 単位時間／単位
			3,520 単位時間／単位				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
120 人	85 人	0 人	3 人	50 人	53 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要)
授業計画については、業界関係者からなる教育課程編成委員会において、前年度授業計画及び授業実績を基に次年度授業計画編成にあたっての意見交換及び編成方針を策定し、その編成方針に沿て学内の教務会議で具体的な授業計画を策定している。 シラバスについては、授業計画編成方針及び具体的な授業計画を教科目担当者に説明を行った上で、教科目担当者に授業計画案を策定してもらい、内容確認の上シラバスとして作成している。 また、作成したシラバスは年度初めのオリエンテーションにおいて学生に配布し、教育課程編成趣旨の説明も合わせ概要の説明を行っている。各教科目のシラバスについては、年度最初の授業冒頭において、担当教員から授業の流れ、到達目標、使用教材及び評価方法など具体的な説明を行っている。
成績評価の基準・方法
(概要)
学則第9条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期に行う試験により行い、実習にあっては実習の成績により行う。ただし、その科目の出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。 2. 前項の試験は筆記試験・実技試験・レポート・作品等によるものとし、その評価は優・良・可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。またその評価には出席率等の平素の

履修状況も含め評価するものとする。

3. 前1項の実習の評価は、実習の成績により優・良・可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。

●成績評価の細則については試験規定に定めている

(抜粋) 試験規定第21条

第21条 各科目的評価は、試験成績をもって行なうが、その評価には出席状況ならびに受講態度等の平素の履修状況を含め評価するものとする。ただし、科目評価の90%以上は試験結果素点によるものとし、平素の履修状況による評価の算入は最大10%以内とする。

(抜粋) 試験規定第22条

第22条 試験の成績は、次のような評点により行なう。

- (1) 成績の評点は、100点満点で行い、60点以上を合格とし、59点以下を不合格とする。
- (2) 単位を修得した授業科目については、つぎの基準で優・良・可の評語もって記入する。
- (3) 追試験の結果の評点は、90点を最高とする。

評価		合 格			不 合 格
評価	評点	100~80	79~70	69~60	59点以下
	評語	優	良	可	不 可

- (4) 再試験の結果の評点は、69点を最高とする。但し、授業担当講師と評価者が異なる科目に於いてはこの限りではない。
- (5) 取得した合格科目的成績は、これを取り消して再度受験することはできない。
- (6) 上記に定めのない事項については、適宜授業担当講師と協議の上適正に評価を行う。

卒業・進級の認定基準

(概要)

■ディプロマ・ポリシー（卒業認定・専門士称号に関する方針）

本校の定めるカリキュラムを履修し、教育目標に掲げる「専門職業力（専門職としての基礎力）」「社会人基礎力（社会人としての基礎力）」「高い職業意識と意欲（プロ意識と成長・自己実現に向けた意欲・力）」の現場力3要素を修得し、「現場力のある人材＝就職後に伸びる人材」として認められる学生に対し卒業を認定し専門士を授与します。

ホームページにて公表

●具体的な卒業認定、資格の認定については学則第21条に定めている

学則第21条

校長は、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき教科目について試験を行い、合格者に対して当該教科目の修了を認定する。但し、実習については、実習の成績によって修了を認定する事ができる。

2. 本校所定の修業年限以上在学し、こども学科にあっては別表第1(1)(2)で示す94単位以上、こども未来学科にあっては別表第1(3)(4)(5)で示す101単位以上の単位を修得し、課程を修了した者には卒業証書（別記第1号様式）を授与する。

3. こども学科にあって、前項の要件を満たし且つ別表第2(1)(2)で示す保育士資格取得の要件をみたしている者には、指定保育士養成施設卒業証明書（別記第2号様式）を授与する。

学修支援等

(概要)

■個別相談・指導等の対応

最低年間 2 回の個人面談実施、必要に応じ適宜面談実施

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
22 人 (100%)	0 人 (0%)	22 人 (100%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等) 保育所、幼稚園、認定こども園、児童福祉施設等			
(就職指導内容) 履歴書指導、面接指導、自己分析指導、キャリアプランシートによる個別指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 保育士資格、幼稚園教諭二種免許、折紙講師資格			
(備考) (任意記載事項) 希望者のみ（介護職員初任者研修、幼児体育指導者検定）			

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
84 人	3 人	3.6%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) クラス担任による個別面談、メンター制度（上級生）による学校生活支援		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程	こども学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1,700 単位時間／単位	795 単位時間／単位	1740 単位時間／単位	480 単位時間／単位	0 単位時間／単位	30 単位時間／単位
		3,045 単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240 人		167 人	0 人	5 人	50 人	55 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>(概要) 授業計画については、業界関係者からなる教育課程編成委員会において、前年度授業計画及び授業実績を基に次年度授業計画編成にあたっての意見交換及び編成方針を策定し、その編成方針に沿て学内の教務会議で具体的な授業計画を策定している。 シラバスについては、授業計画編成方針及び具体的な授業計画を教科目担当者に説明を行った上で、教科目担当者に授業計画案を策定してもらい、内容確認の上シラバスとして作成している。 また、作成したシラバスは年度初めのオリエンテーションにおいて学生に配布し、教育課程編成趣旨の説明も合わせ概要の説明を行っている。各教科目のシラバスについては、年度最初の授業冒頭において、担当教員から授業の流れ、到達目標、使用教材及び評価方法など具体的な説明を行っている。</p>
<p>成績評価の基準・方法</p>
<p>(概要) 学則第9条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期に行う試験により行い、実習にあっては実習の成績により行う。ただし、その科目の出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。 2. 前項の試験は筆記試験・実技試験・レポート・作品等によるものとし、その評価は優・良・可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。またその評価には出席率等の平素の履修状況も含め評価するものとする。 3. 前1項の実習の評価は、実習の成績により優・良・可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。</p> <p>●成績評価の細則については試験規定に定めている</p> <p>(抜粋) 試験規定第21条 第21条 各科目の評価は、試験成績をもって行なうが、その評価には出席状況ならびに受講態度等の平素の履修状況を含め評価するものとする。ただし、科目評価の90%以上は試験結果素点によるものとし、平素の履修状況による評価の算入は最大10%以内とする。</p> <p>(抜粋) 試験規定第22条 第22条 試験の成績は、次のような評点により行なう。 (1) 成績の評点は、100点満点で行い、60点以上を合格とし、59点以下を不合格とする。</p>

- (2) 単位を修得した授業科目については、つぎの基準で優・良・可の評語もって記入する。
(3) 追試験の結果の評点は、90点を最高とする。

評価		合 格			不 合 格
評価	評 点	100~80	79~70	69~60	59点以下
	評 語	優	良	可	不 可

- (4) 再試験の結果の評点は、69点を最高とする。但し、授業担当講師と評価者が異なる科目に於いてはこの限りではない。
(5) 取得した合格科目の成績は、これを取り消して再度受験することはできない。
(6) 上記に定めのない事項については、適宜授業担当講師と協議の上適正に評価を行う。

卒業・進級の認定基準

(概要)

■ディプロマ・ポリシー（卒業認定・専門士称号に関する方針）
本校の定めるカリキュラムを履修し、教育目標に掲げる「専門職業力（専門職としての基礎力）」「社会人基礎力（社会人としての基礎力）」「高い職業意識と意欲（プロ意識と成長・自己実現に向けた意欲・力）」の現場力3要素を修得し、「現場力のある人材＝就職後に伸びる人材」として認められる学生に対し卒業を認定し専門士を授与します。
ホームページにて公表

●具体的な卒業認定、資格の認定については学則第21条に定めている 学則第21条

校長は、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき教科目について試験を行い、合格者に対して当該教科目的修了を認定する。但し、実習については、実習の成績によって修了を認定する事ができる。

2. 本校所定の修業年限以上在学し、こども学科にあっては別表第1(1)(2)で示す94単位以上、こども未来学科にあっては別表第1(3)(4)(5)で示す101単位以上の単位を修得し、課程を修了した者には卒業証書（別記第1号様式）を授与する。
3. こども学科にあって、前項の要件を満たし且つ別表第2(1)(2)で示す保育士資格取得の要件をみたしている者には、指定保育士養成施設卒業証明書（別記第2号様式）を授与する。

学修支援等

(概要)

■個別相談・指導等の対応

最低年間2回の個人面談実施、必要に応じ適宜面談実施

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
68人 (100%)	1人 (1.5%)	65人 (95.6%)	2人 (2.9%)

(主な就職、業界等) 保育所、幼稚園、認定こども園、児童福祉施設等
(就職指導内容) 履歴書指導、面接指導、自己分析指導、キャリアプランシートによる個別指導
(主な学修成果（資格・検定等）) 保育士資格、幼稚園教諭二種免許、折紙講師資格
(備考)（任意記載事項） 希望者のみ（介護職員初任者研修、幼児体育指導者検定）

中途退学の現状					
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率			
154人	8人	5.2%			
(中途退学の主な理由) 進路変更					
(中退防止・中退者支援のための取組) クラス担任による個別面談、メンター制度（上級生）による学校生活支援					

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
こども未来学科	100,000円	600,000円	180,000円	施設維持費
こども学科	100,000円	600,000円	180,000円	施設維持費
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				
入学時の特待生試験にて3つのランクで特待生を選出（全受験者の10%程度）Sランク特待生600,000円授業料免除、Aランク特待生300,000円授業料免除、Bランク特待生100,000円授業料免除				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.keisen-hoiku.com/gakkouhyouka.pdf
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）

本校は、常に教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために授業をはじめとする教育活動や教育環境、学校運営の状況について、自己点検・評価はもとより、企業等、学校関係者等が評価に参画する学校関係者評価委員会（年1回）を設置して客観的な点検及び評価を行い、教育体制の強化を図る。

学校関係者評価の委員

所属	任期	種別
澄川ひろのぶ保育園	2021年4月から2年	認定こども園園長
社会福祉法人楡の会	2021年4月から2年	卒業生

学校関係者評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.keisen-hoiku.com//gakkouhyouka.pdf>

第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.keisen-hoiku.com>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	経専北海道保育専門学校
設置者名	学校法人経専学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		45人	36人	45人
内訳	第Ⅰ区分	26人	18人	
	第Ⅱ区分	11人	一人	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				45人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	0人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人
<p>(備考) 斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置 職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。</p>				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。